

協議第 8 号

議会の議員の定数及び任期の取扱いについて

議会の議員の定数及び任期の取扱いについて、次のとおり提案する。

- 1 地方自治法第 9 1 条の規定に基づく新市の議会の議員の定数は、3 4 人とする。
- 2 深谷市、岡部町、川本町、花園町の議会の議員は、市町村の合併の特例に関する法律第 7 条第 1 項の規定を適用し、合併後 1 年 4 ヶ月の間、引き続き新市の議会の議員として在任する。
- 3 新市の議会の議員の在任特例適用期間中の報酬は、現行のとおりとする。

平成 1 7 年 1 月 1 2 日提出

深谷市・岡部町・川本町・花園町合併協議会
会 長 深谷市長 新 井 家 光

深谷市・岡部町・川本町・花園町合併協議会 議会の議員の定数及び任期の取扱い

	深谷市	岡部町	川本町	花園町	合 計
地方自治法上の議員の上限数	34人	22人	22人	22人	
条 例 定 数	24人	19人	18人	16人	77人
任 期	15年5月1日から 19年4月30日まで	15年8月20日から 19年8月19日まで	15年5月1日から 19年4月30日まで	15年12月26日から 19年12月25日まで	
区 分	合併特例法を適用しない場合		定数に関する特例（合併特例法第6条）を適用する場合	在任に関する特例（合併特例法第7条）を適用する場合	
1 合併関係市町村の議会の議員の身分	合併関係市町村の廃止と同時に失職する。		合併関係市町村の廃止と同時に失職する。	合併関係市町村の協議により、合併後2年を超えない範囲に限り、引き続き合併市町村の議会の議員として在任することができる。	
2 任 期	設置選挙の日から4年 （地方自治法第93条第1項）		設置選挙の日から4年 （地方自治法第93条第1項）	合併後2年を超えない範囲で協議で定める期間	

深谷市・岡部町・川本町・花園町合併協議会 議会の議員の定数及び任期の取扱い

区 分	合併特例法を適用しない場合	定数に関する特例（合併特例法第6条）を適用する場合	在任に関する特例（合併特例法第7条）を適用する場合
3 定 数	<p>地方自治法第91条第2項に基づく合併市町村の人口（地方自治法第254条）区分ごとの上限数の範囲内で条例で定める。</p> <p>地方自治法第91条第2項 人口10万以上20万未満の市 34人</p> <p>*人口 = 官報で公示された最近の国勢調査人口又は、これに準ずる全国的な人口調査の結果による人口。 （地方自治法第254条）</p>	<p>設置選挙に限り合併関係市町村の協議により、地方自治法第91条第2項の定数の2倍を超えない範囲で定数を定めることができる。</p> <p>*合併後の人口が 10万人以上20万人未満の場合 = 34人 2倍を超えない範囲 34人 × 2 = 68人以内</p> <p>この特例による定数は、解散、総辞職等によって議員がすべてなくなったときは、地方自治法第91条の定数に復帰する。（合併特例法第6条第1項）</p>	<p>地方自治法第91条の定数を超えるときは、当該数をもって合併市町村の議会の議員定数とし、議員に欠員が生じたとき、または議員がすべてなくなったときは、これに応じてその定数は第91条の規定による定数に至るまで減少する。</p>
4 設置選挙の選挙期日	<p>設置の日から50日以内 （公職選挙法第33条第3項）</p>	<p>設置の日から50日以内 （公職選挙法第33条第3項）</p>	<p>選挙を行わない。 （設置の日から50日以内の選挙は行わないが、2年以内に一般選挙を行う）</p>
5 補欠選挙の適用	<p>有</p>	<p>有</p>	<p>無</p>
6 選挙区	<p>条例で選挙区を設けることができる。（公職選挙法第15条第6項） （合併後、最初に行われる設置選挙に限り、選挙区ごとの議員定数は、人口に比例しないで定めることができる。（公職選挙法施行令第9条）</p>		

深谷市・岡部町・川本町・花園町 議会の議員の報酬・開催状況等

		深谷市	岡部町	川本町	花園町	備 考
現行の議員の報酬	議 長	492,000円	292,000円	275,000円	274,000円	
	副議長	428,000円	248,000円	227,000円	226,000円	
	委員長	418,000円	226,000円	208,000円	207,000円	
	議 員	403,000円	219,000円	205,000円	204,000円	
	摘 要	平成7年10月 1日	平成7年 4月 1日	平成12年 4月 1日	平成9年 4月 1日	最終改正
定例会	回 数	年4回	年4回	年4回	年4回	
	会期日数	概ね21日間	概ね9日間	3～10日間	4～15日間	
	本会議日数	24日	14日	12日	12日	
	議運の開催	開会日7日前	開会日4日前	開会日7日前	開会日7日前	
	告示日	開会日7日前	開会日4日前	開会日8日前	開会日4日前	
	議案配付	告示日	告示日	開会日7日前	告示日	
常任委員会	1日1委員会、計4日間開催 総務委員会 6人 市民環境産業委員会 6人 福祉文教委員会 6人 建設委員会 6人	1日1委員会、計3日間開催 総務委員会 7人 産業建設委員会 6人 文教厚生委員会 6人	期間については、未定。 審議は全員協議会方式 総務委員会 6人 産業土木委員会 6人 教育厚生委員会 6人	一般会計は連合審査会 1日1～2委員会 計2日間開催 総務委員会 6人 文教厚生委員会 5人 建設経済委員会 5人		

深谷市・岡部町・川本町・花園町合併協議会の調整方針資料

項 目		関 係 法 令 等 抜 粋
設置選挙の 選挙期日	原 則	<p>公職選挙法第33条（一般選挙、長の任期満了に因る選挙及び設置選挙）</p> <p>3 市町村の設置に因る議会の議員の一般選挙及び長の選挙は、地方自治法第7条第6項の告示による当該市町村の設置の日から50日以内に行う。</p> <p>公職選挙法第117条（設置選挙）</p> <p>市町村が設置された場合においては、市町村の選挙管理委員会は、当該市町村の議会の議員及び長についてそれぞれ選挙の期日を告示し、一般選挙及び長の選挙を行わせなければならない。</p>
	定 数	<p>地方自治法第91条（市町村議会の議員の定数）</p> <p>市町村議会の議員の定数は、条例で定める。</p> <p>2 市町村の議会の議員の定数は、次の各号に掲げる市町村の区分に応じ当該各号に定める数を超えない範囲内で定めなければならない。</p> <p>七 人口10万人以上20万人未満の市 34人 （第一号から第六号及び第八号から第十一号は記載省略）</p> <p>市町村の合併の特例に関する法律第6条（議会の議員の定数に関する特例）</p> <p>新たに設置された合併市町村にあつては、地方自治法第91条第2項の規定にかかわらず、合併関係市町村の協議により、市町村の合併後最初に行われる選挙により選出される議会の議員の任期に相当する期間に限り、同項に規定する定数の2倍に相当する数を超えない範囲でその議会の議員の定数を定めることができる。ただし、議員がすべてなくなつたときは、その定数は、同項の規定による定数に復帰するものとする。</p> <p>2 他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村にあつては、地方自治法第91条の規定にかかわらず、合併関係市町村の協議により、その編入をする合併関係市町村の議会の議員の残任期間に相当する期間に限り、その区域の全部又は一部が編入されることとなる合併関係市町村ごとに、当該編入されることとなる合併関係市町村の当該編入される区域の人口(同法第254条に規定する人口によるものとする。第10条第2項を除き、以下同じ。)を当該編入をする合併関係市町村の人口で除して得た数を当該編入をする合併関係市町村の議会の議員の定数(以上「旧定数」という。)に乗じて得た数(0.5人未満の端数があるときはその端数は切り捨て、0.5人以上1人未満の端数があるときはその端数は1人とする。ただし、その区域の全部が編入されることとなる合併関係市町村においてその数が0.5人未満のときも1人とする。)の合計数を旧定数に加えた数(以下「編入合併特例定数」という。)をもつてその議会の議員の定数とすることができる。ただし、議員がすべてなくなつたときは、第5項の規定により編入合併特例定数をもつてその議会の議員の定数とする場合を除き、その定数は、同法第91条の規定による定数に復帰するものとする。</p> <p>3 前項の場合においては、公職選挙法第15条第6項及び第8項の規定にかかわらず、編入された合併関係市町村ごとにその編入された区域により選挙区が設けられるものとし、かつ、当該選挙区において選挙すべき議会の議員の定数は、編入された合併関係市町村ごとに前項の規定により算定した数とする。</p>

深谷市・岡部町・川本町・花園町合併協議会の調整方針資料

項 目		関 係 法 令 等 抜 粋
定 数	特	<p>4 第2項の規定により定数が増加する場合において行う選挙に対する公職選挙法の規定の適用については、同法第18条第1項中「第15条第6項」とあるのは「第15条第6項若しくは市町村の合併の特例に関する法律第6条第3項」と、同法第111条第3項中「地方自治法第91条第5項」とあるのは「市町村の合併の特例に関する法律第6条第2項」と、「当該条例施行の日」とあるのは「市町村の合併(市町村の合併の特例に関する法律第2条第1項の市町村の合併をいう。)の日」とする。</p> <p>5 他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村が、第2項の規定により編入合併特例定数をもつてその議会の議員の定数とする場合においては、地方自治法第91条の規定にかかわらず、合併関係市町村の協議により、市町村の合併後最初に行われる一般選挙により選出される議会の議員の任期に相当する期間についても、編入合併特例定数をもつてその議会の議員の定数とすることができる。ただし、その任期の満了すべき日前に議員がすべてなくなつたときは、その定数は、同条の規定による定数に復帰するものとする。</p> <p>6 第3項の規定は、前項の場合について準用する。</p> <p>7 第5項の規定により定数が増加する場合において行う選挙に対する公職選挙法の規定の適用については、同法第18条第1項中「第15条第6項」とあるのは、「第15条第6項若しくは市町村の合併の特例に関する法律第6条第6項において準用する同条第3項」とする。</p> <p>8 第1項、第2項又は第5項の協議については、合併関係市町村の議会の議決を経るものとし、その協議が成立したときは、合併関係市町村は、直ちにその内容を告示しなければならない。</p>
	例	
任 期	原則	<p>地方自治法第93条(任期) 普通地方公共団体の議会の議員の任期は、4年とする。</p>
	特例	<p>市町村の合併の特例に関する法律第7条(議会の議員の在任に関する特例) 市町村の合併に際し、合併関係市町村の議会の議員で当該合併市町村の議会の議員の被選挙権を有することとなるものは、合併関係市町村の協議により、次に掲げる期間に限り、引き続き合併市町村の議会の議員として在任することができる。この場合において、市町村の合併の際に当該合併市町村の議会の議員である者の数が地方自治法第91条の規定による定数を超えるときは、同条の規定にかかわらず、当該数をもつて当該合併市町村の議会の議員の定数とし、議員に欠員が生じ、又は議員がすべてなくなつたときは、これに応じて、その定数は、同条の規定による定数に至るまで減少するものとする。ただし、第3項において準用する前条第5項の規定により編入合併特例定数をもつてその議会の議員の定数とする場合において議員がすべてなくなつたときは、この限りでない。</p> <p>(1) 新たに設置された合併市町村にあつては、市町村の合併後2年を超えない範囲で当該協議で定める期間 (2) 他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村にあつては、その編入をする合併関係市町村の議会の議員の残任期間に相当する期間</p> <p>2 前項の規定は、前条第1項又は第2項の協議が成立した場合には適用しない。</p>

深谷市・岡部町・川本町・花園町合併協議会の調整方針資料

項 目		関 係 法 令 等 抜 粋
任 期	特 例	<p>3 前条第5項から第7項までの規定は、市町村の合併に際し、その区域の全部又は一部が編入されることとなる合併関係市町村の議会の議員で当該合併市町村の議会の議員の被選挙権を有することとなるものが、第1項の規定により引き続き合併市町村の議会の議員として在任することとした場合について準用する。</p> <p>4 前条第8項の規定は、第1項又は前項において準用する同条第5項の協議について準用する。</p>
選 挙 区	原 則	<p>公職選挙法第15条（地方公共団体の議会の議員の選挙区）</p> <p>6 市町村は、特に必要があるときは、その議会の議員の選挙につき、条例で選挙区を設けることができる。但し、地方自治法第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）については、区の区域をもって選挙区とする。</p> <p>8 各選挙区において選挙すべき地方公共団体の議会の議員の数は、人口に比例して、条例で定めなければならない。ただし、特別の事情があるときは、おおむね人口を基準とし、地域間の均衡を考慮して定めることができる。</p> <p>公職選挙法施行令第9条 市町村の配置分合又は境界変更があった場合においては、関係区域を区域とする選挙区又は関係区域を編入した選挙区において選挙すべき当該市町村の議会の議員の定数は、人口に比例しないで定めることができる。</p>

協議第8号
参考資料

県内の合併における議員の任期・定数等の合併協議に関する調書

調査日：平成16年12月27日

番号	合併協議会又は新市町村名 (新設・編入)	構成市町村名	合併期日 (予定)	議員の任期	合併期日を考慮した議員在任期間	議員定数	左の合計	新市町		適用特例及び期間		議員報酬		備考
								法定数	条例定数	適用特例及び期間	通算在任期間	現行月額(円)	協議方針	
1	深谷市 (新設)	深谷市	平成18年 1月1日	H19.4.30	2年8ヶ月	24	61	34	34	在任特例 1年4ヶ月 (19年4月 30日)	4年	403,000	・新市の議会の議員の在任特 例適用期間中の報酬は、現行 のとおりとする	
		岡部町		H19.8.19	2年4ヶ月	19					3年8ヶ月	219,000		
		川本町		H19.4.30	2年8ヶ月	18					4年	205,000		
2	さいたま市 (編入)	さいたま市	平成17年 4月1日	H19.4.30	影響なし	64	91	64	64	編入合併 特例定数 (岩槻市増 員選挙7 名)	影響なし	621,000	さいたま市の例による	
		岩槻市		H19.5.2	1年11ヶ月	27					選挙後2年1ヶ月	390,000		
3	熊谷市 (新設)	熊谷市	平成17年 10月1日	H19.4.30	2年5ヶ月	29	63	34	34	在任特例 1年7ヶ月 (19年4月 30日)	4年	450,000	・議会サイドで協議を4回実施、 在任を希望 ・報酬については総額を上回ら ない(首長協議)	
		大里町		H19.10.7	2年	16					3年6ヶ月	190,000		
		妻沼町		H19.4.30	2年5ヶ月	18					4年	236,000		
4	秩父市 (新設)	秩父市	平成17年 4月1日	H19.4.30	1年11ヶ月	22	60	30	30	在任特例 1年1月 (18年4月 30日)	3年	343,000	現行報酬総額以下とする	前提条件 現行報酬総額以下 現在、議員で調整中。2通りの考え方 平均 2段階 『議会の議員の報酬及び費用弁償に関 する条例』の整備が必要であることか ら、今年中には議員提案を首長会に提 出し、首長会において検討後、決定す る。
		吉田町		H19.4.15	1年11ヶ月	14					3年	192,000		
		荒川村		H19.4.30	1年11ヶ月	14					3年	190,000		
		大滝村		H19.4.30	1年11ヶ月	10					3年	191,000		
5	狭山市 (新設)	狭山市	平成18年 1月1日	H19.4.30	2年8ヶ月	27	55	46	36	適用しない	—	445,000	報酬及び費用弁償は、狭山市 の例により合併時までに調整 する。	
		人間市		H21.3.29	9ヶ月	28					—	414,000		

協議第8号
参考資料

県内の合併における議員の任期・定数等の合併協議に関する調書

調査日：平成16年12月27日

番号	合併協議会又は新市町村名(新設・編入)	構成市町村名	合併期日(予定)	議員の任期	合併期日を考慮した議員在任期間	議員定数	左の合計	新市町		適用特例及び期間		議員報酬		備考
								法定数	条例定数	適用特例及び期間	通算在任期間	現行月額(円)	協議方針	
6	彩野市(新設)	蓮田市	平成17年10月1日	H19.5.2	2年5ヶ月	22	64	34	34	在任特例1年1ヶ月(18年10月30日)	3年6ヶ月	345,000	議長 420,000円 副議長 365,000円 常任委員長 355,000円 議会運営委員長 355,000円 議員 345,000円 ただし、新市において速やかに特別職報酬等審議会を開催し、諮問するものとする。	
		白岡町		H19.4.30	2年5ヶ月	24					3年6ヶ月	222,000		
		菖蒲町		H19.5.7	2年5ヶ月	18					3年6ヶ月	229,000		
7	小鹿野町(新設)	小鹿野町	平成17年10月1日	H20.10.31	11ヶ月	16	28	22	14	適用しない	-	195,000	小鹿野町の例を基本に条例で定める。	
		両神村		H19.4.30	2年5ヶ月	12					-	192,000		
8	飯能市(編入)	飯能市	平成17年1月1日	H17.5.4	影響なし	26	36	30	26	編入合併在任特例4ヶ月(17年5月4日)	影響なし	385,000	・飯能市議会議員の残任期間在任する。 ・報酬等は飯能市の例による。	
		名栗村		H19.4.29	1年8ヶ月	10					2年	200,000		
9	行田市(編入)	行田市	平成18年1月1日	H19.4.30	影響なし	25	39	30	24	適用しない	影響なし	407,000	・南河原村の議会の議員は合併の日の前日をもって失職する。 (新市の議会議員の報酬額については、行田市の額を基本に今後調整)	
		南河原村		H19.8.13	2年4ヶ月	14					失職	-		
10	鴻巣市(編入)	鴻巣市	平成17年10月1日	H19.4.30	影響なし	26	56	34	30	編入合併在任特例1年7ヶ月(19年4月30日)	影響なし	365,000	・在任特例期間中の報酬額については、 ・17年度分については、1市2町の現行のとおり。 ・18年度からは1市2町の合計総額を上回らない範囲内で調整する。	
		川里町		H19.4.29	2年5ヶ月	14					4年	217,000		
		吹上町		H20.4.30	1年5ヶ月	16					3年	227,000		

協議第8号
参考資料

県外の合併における議員の任期・定数等の合併協議に関する調書（人口10万～20万新設合併）

調査日：平成16年11月9日

番号	合併協議会又は新市町村名 (新設・編入)	構成市町村名	合併期日 (予定)	議員の任期	合併期日を考慮した議員在任期間	議員定数	左の合計	新市町		適用特例及び期間		議員報酬		備考
								法定数	条例定数	適用特例及び期間	通算在任期間	現行月額(円)	協議方針	
1	西条市 (新設) (114,548人)	西条市	平成16年 11月1日	H19.5.1	1年6ヶ月	26	78	34	34	在任特例 1年7ヶ月 (18年5月 31日)	3年1ヶ月	370,000	協議結果 議長 456,000円 副議長 393,000円 議員 366,000円	新市においては、合併後最初の選挙に限り、公職選挙法第15条第6項に規定する選挙区を合併前の関係市町の区域ごとに設けることとし、各選挙区及びその定数は次のとおりとする。 西条市の区域17人、東予市の区域10人、丹原町の区域4人、小松町の区域3人
		東予市		H19.12.31	10ヶ月	20					2年5ヶ月	326,000		
		丹原町		H17.8.31	3年2ヶ月	16					4年9ヶ月	216,000		
		小松町		H19.8.24	1年2ヶ月	16					2年9ヶ月	198,000		
2	伊賀市 (新設) (101,527人)	上野市	平成16年 11月1日	H19.4.30	1年6ヶ月	20	79	34	34	在任特例 5ヶ月 (17年3月 31日)	1年11ヶ月	432,000	423,000	協議会から伊賀地区合併市町村合同特別職報酬審議会に諮問し、その答申を受け協議会において協議したが、協議が整わず首長会に委ねられ、首長会において協議し決定した。
		伊賀町		H19.4.26	1年6ヶ月	14					1年11ヶ月	262,000	292,000	
		島ヶ原村		H19.4.29	1年6ヶ月	9					1年11ヶ月	215,000	245,000	
		阿山町		H19.5.19	1年5ヶ月	12					1年10ヶ月	262,000	292,000	
		大山田村		H19.5.2	1年6ヶ月	12					1年11ヶ月	230,000	260,000	
		青山町		H19.5.29	1年5ヶ月	12					1年10ヶ月	260,000	290,000	
3	掛川市 (新設) (114,328人)	掛川市	平成17年 4月1日	H19.4.30	1年11ヶ月	24	54	34	30	適用しない	-	360,000	協議結果 議長 495,000円 副議長 435,000円 議員 411,000円	1市2町の人事担当で、県内の類似団体(藤枝市・焼津市・三島市・富士宮市)の報酬を参考に調整方針案を作成し、協議会委員の議長及び学識経験者で組織する委員会に提案し協議を行い、その結果を首長会議に報告し、首長会議で決定した。
		大東町		H17.4.14	4年間	16					-	238,000		
		大須賀町		H21.1.29	2ヶ月	14					-	222,000		

協議第8号
参考資料

県外の合併における議員の任期・定数等の合併協議に関する調書（人口10万～20万新設合併）

調査日：平成16年11月9日

番号	合併協議会又は新市町村名 (新設・編入)	構成市町村名	合併期日 (予定)	議員の任期	合併期日を考慮した議員在任期間	議員定数	左の合計	新市町		適用特例及び期間		議員報酬		備考
								法定数	条例定数	適用特例及び期間	通算在任期間	現行月額(円)	協議方針	
4	薩摩川内市 (新設) (105,464人)	川内市	平成16年 10月12日	H17.6.9	3年4ヶ月	27	129	34	44	定数特例 (4年間) [9選挙区 設置]	-	403,000	議員報酬については、川内市の例により、合併時までに調整する。 協議結果 議長 486,000円 副議長 431,000円 議員 403,000円	新市の議会の定数は、34人とする。ただし、市町村の合併の特例に関する法律第6条第1項の規定を適用し、合併後最初に行われる選挙により選出される議会の議員の任期に相当する期間(4年間)に限り、新市の議会の議員の定数は44人とする。 また、選挙区については、関係市町村ごとに設置し、各選挙区の議員の定数は次のとおりとする。 川内市の区域25人、樋脇町の区域4人、入来町の区域3人、東郷町の区域3人、祁答院町の区域3人、里村の区域1人、上甕村の区域2人、下甕村の区域2人、鹿島村の区域1人 なお、特例適用後の一般選挙からは、選挙区を設置しない。
		樋脇町		H19.4.29	1年6ヶ月	16						230,400		
		入来町		H20.5.24	5ヶ月	16						230,400		
		東郷町		H19.4.29	1年6ヶ月	14						230,400		
		祁答院町		H19.4.29	1年6ヶ月	14						230,400		
		里村		H19.4.29	1年6ヶ月	10						227,100		
		上甕村		H19.4.29	1年6ヶ月	10						231,600		
		下甕村		H18.12.9	1年10ヶ月	12						227,100		
		鹿島村		H17.5.9	3年5ヶ月	10						227,100		